

都道府県協会向けバナンスコッド (JBA方針) 適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類	補足
		自己説明	証拠書類	調査員評価	調査員コメント			
【原則1】法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、定款を制定し代議員会規程、理事会規程などの規程を定め、団体の運営をしている。	定款 規程規程			(1) 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守している。 (2) 公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守している。 (3) 特定非営利活動法人 (NPO法人) については特定非営利活動促進法を遵守している。	(1) 定款	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること					(1) 団体としての組織を備え、多数決の意思が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること。 (2) 個人の私的な口で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い財産を分別して管理・運営すること。		
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	定款規程に基づき、事業運営にあたって適用する各種規程を定め、遵守している。	定款 規程規程			(1) 一般スポーツ団体においては法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令や地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守すること。	(1) 基本規程	(1) 例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	代議員会は、団体の決議機関であり、理事及び監事の選任及び解任の権限を有する。理事会は、業務執行決定機関であり、会長・副会長・専務理事の選定及び解任の権限も有する。理事会には、会長1名、副会長4名以内、専務理事（法人上の業務執行理事）1名を置いている。また、専門的な事項を処理する部会・専門部及び委員会を設置している。	役員名簿 部会・委員会規程 組織図			(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。（定義の説明） ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	【参考】ここでいう「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。 「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知識による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。 ① 当該協会と下記に類似の関係がある者 ア 過去4年間の間に、当該協会の役員または評議員であった者 イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役員者である者 ウ 当該協会の役員または幹部職員（4親等以内）である者 ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者 ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者」
	(5) 組織運営等に必要規程を整備すること【追加】	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、定款を制定し、組織運営に必要な各種規程を定めている。	各種規程			(1) 定款や基本規程等、組織運営に必要な規程を整備している。	(1) 定款 (2) 基本規程 (3) その他各種規程	
	(6) 評議員/社員の特長性を図ること【追加】	協会の内適な運営を目指し、規程に則り、各部会から互選により推薦された代議員を置いている。理事・監事は代議員会（総会）の決議によって選出している。理事は、様々な委員会や部会の中から選出され、偏った構成員にならないように努めている。	役員名簿 (都道府県協会：47名) BLGに所属するチーム (19名) Wリーグに所属するチーム (5名) JBA理事会推薦 (1~6名) ※2020年度は4名			(1) 評議員/社員名簿 ※評議員/社員全体の構成とその割合を明示してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	※JBAの評議員構成を参照 評議員数47名以上77名以内 加盟団体（都道府県協会：47名） BLGに所属するチーム (19名) Wリーグに所属するチーム (5名) JBA理事会推薦 (1~6名) ※2020年度は4名	
	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	理事会の構成を規程で定めており、各部会からの推薦及び各種委員会を考慮し専務理事推薦することにより、実効性を確保することができている。また、定款により、理事の数を20名以上30名以下と定めている。	規程規程 役員候補者選考に関する規定			(1) 理事会を適正な規模とし、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿	(1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。
	(8) 役員の新陳代謝を促すため、任期制限や再任回数等の上限を設けること【追加】	規程により、理事の任期は2年と定めている。再任は妨げないが、会長の再任は連続3期までとする。また、役員は就任時、満70歳未満であることを条件としている。	規程規程 役員候補者選考に関する規定			(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。 (2) 理事の再任回数の上限を設けている。	(1) 役員選任に関する規程等 ※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。	(1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の引手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。
	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として諮問委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	役員改選は、定款及び規程に基づき、行われる。代議員は、正会員による選挙を経て、各層別より選出される。2020年度までは、会長については、会長候補者委員会（副会長、専務執行理事、専務局長）を設置し、選定を行い理事会に答申する。その後、理事候補者（若干の学識経験者を含む）を選出し、代議員総会に諮る。次回役員改選時には、役員候補者選考に関する規定に則り、選考を行う予定である。2023年度以降は、役員候補者選考委員会を設置し、理事・監事の候補者を理事会に答申することとした。理事会で承認された役員候補者名を代議員総会に諮ることとなった。	役員候補者選考に関する規定			(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。	(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選考委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選考委員会議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。  【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」
	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講ずること。【追加】	現在理事25名中、女性理事は2名で、全体の8%である。今後各カテゴリーにおいて、将来的に理事になりうる人材の育成を積極的に行い、貴協会女性理事が25%を占めるよう検討中である。2023年度は女性理事2名女性監事1名となり、女性役員が1名増加した。	役員候補者選考に関する規定			(1) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	(1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 業務執行理事についても女性を任用することが望まれる。 (3) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、協会/連盟運営に必要となる知識を高める機会を設けることなどにより、将来の協会/連盟運営の引手となり得る人材を計画的に育成している。

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査  
審査様式(案)

都道府県協会向けガバナンスコード (JBA方針) 適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	補足
		自己説明	証書書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	中長期目標については、3月末の臨時総会にて公表している。				(1) 中期目標を策定している。 (2) 中期目標を公表している。 (3) 目標策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 中期目標	(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な目標を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中期目標の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）
	(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】	協会主催・主管の競技会運営において、ボランティアを募り活動をしている。また、事業運営に向けたボランティアの募集をHP等を利用して行う予定である。人材発掘については、有能な方の情報収集に努めている。	組織表 役員名簿			(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画	
	(3) 財務運用における健全性を確保すること【追加】	財務会計規程に附り、経理責任者、出納責任者、出納事務担当者を決めている。顧問会計士と会計データを共有し、定期的に助言を受け、予算の執行、決算事務、財務諸表の作成をしている。また、監事により監査を受け、決算時には収支決算書に監査報告書を添付し、総会で決議している。	財務会計規程			(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 財務の健全性確保に関する計画	(1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 (2) 安定した団体運営が可能な計画を策定することが望まれる。 (3) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類 ※本欄に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	補足
		自己説明	証拠書類	調査員評価	調査員コメント			
〔原則3〕暴力行為の根絶等に向け たコンプライアンス意識の徹底を促 すべきである。	(1) 役員に対し、コンプライア ンス教育を実施すること、又はコン プライアンスに関する研修等への参 加を促すこと	役員に対しては、臨時総会後及び理事会後に研修 会を実施する予定である。今年度は、臨時総会後 に役員向けにインテグリティ研修を実施した。	インテグリティ研 修案内 インテグリティ啓 発ポスター			(1) 役員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施して いる。	(1) 役員向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 役員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプラ イアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 役員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような 内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人 法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下 「公益法人認定法」という。）等、NFに適用される関係法令及びガバナンス コードについて ②組織運営のために整備している各種規程や統括団体が定める加盟要件等に 係る規程について ③不適切な経理処理を初めとする不正行為の防止について ④選手選考の適切な実施について ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
	(2) 指導者、競技者等に対し、コ ンプライアンス教育を実施するこ と、又はコンプライアンスに関する 研修等への参加を促すこと	県協会インテグリティ委員会主催で、各カテ ゴリーの年度はじめの総会・組合せ会議等で研修会 を行う予定である。2023年度において、U15カテ ゴリーにおいて、県内全チームヘッドコーチ等 研修を行った。コーチライセンスリフレッシュ研 修においてインテグリティ研修を必修とした。	インテグリティ研 修案内 インテグリティ啓 発ポスター			(1) PBAが主催する大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプラ イアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス 教育を展開することが望まれる。 (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下 のような内容が考えられる。 ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人権、偏見、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止 について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・車 検等） ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社 会常識について
	(3) 審判に対し、コンプライア ンス教育を実施すること、又はコン プライアンスに関する研修等への参 加を促すこと【追加】	毎年4月に行われている全国審判長会議受講講習会 にて実施予定				(1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以 上のコンプライアンス教育を実施している。	(1) 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画	

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査  
審査様式（案）

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合性審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 <small>※本欄に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要</small>	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
【原則4】公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	定款・規約規程に則り、財務会計規定を策定している。この規定に従い会計処理を行っている	財務会計規程			(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考える理由を説明してください。 (2) 財務関連の規程	
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	県スポーツ振興課・県スポーツ協会・JBA D-fund 説明会に、財務・経理の担当者が出席し、財務責任者が、各事業会計担当者に向け該規定を遵守するよう説明を聞いている。	財務会計規程 会計担当者説明会資料 団体会計担当者説明会資料			(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。		(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び実行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実態体制を整備すること	県協会財務会計規程に則り会計事務をおこなっている。財務委員長・財務助委員長を理事としており、どちらか一方を常務理事として、会計処理業務を事務局でおこなっている。また、会計処理担当事務員を配置し、顧問会計士と会計データの共有し、都度助言を受け、予算の実行、決算事務、財務諸表の作成をしている。また、監事により、監査を受け収支報告書に監査報告書を添付し、総会において決議している。				(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその進捗について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	(1) 専門家のサポート体制に関する資料	(1) 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。 (2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する専門的知識や適用的な法律・税制・会計基準の改正等に通じた専門家の人選を行うことが望まれる。

都道府県協会向けガバナンスコード (UBA方針) 適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類 <small>※本欄に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要</small>	補足
		自己説明	証拠書類	調査員評価	調査員コメント			
【原則5】法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	事業計画、収支予算書、事業報告、収支決算書については、総会での決議後、本協会のホームページで公開する予定である。収支予算書 財務諸表を協会HPにて公開している。	収支予算書 決算報告書			(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	(1) 予算・決算書類等	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	定款・規約規程・細則等の資料をホームページ上に公開している。	収支予算書 決算報告書			(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。	(1) 審査基準に対応する書類	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	組織図・役員一覧については、本協会ホームページ上に公開している。また、変更がある場合は、その都度修正をしている。事業計画・事業報告については、総会で決議後、本協会ホームページ上で公開している。	組織図 役員名簿 代議員名簿 基本方針 事業計画表 事業報告			(1) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成し開示している。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 評議員/社員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。

都道府県協会向けガバナンスコード（UBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	補足
		自己説明	証拠書類	調査員評価	調査員コメント			
<p>[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	<p>(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】</p>	<p>静岡県内の市町及び地区バスケットボール協会は、県協会の傘下には入っておらず独立した活動を行っている。しかし、年に1回、地域協会連絡協議会を開催し、県バスケットボール協会の事業をはじめ、日本バスケットボール協会が定める事業について説明を行っている。また、併せて市町及び地域協会の活動について、適切な活動が行われるよう助言をおこなっている。さらに、市町及び地域協会からの要望を聞き、県協会との連携を深めるよう努めている。2023年度において、<b>社会人2種の登録について説明を行い、登録していただくように呼びかけた。</b></p>	<p>地域協会連絡協議会開催資料</p>			<p>(1) 加盟規程の整備等により市区町村協会等との関係関係を明確にしている。 (2) 市区町村協会等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) 市区町村協会等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。</p>	<p>(1) 市区町村協会等との関係関係を定める規程 (2) 市区町村協会等との関係図 (3) 最近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等 (4) 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画</p>	<p>(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、市区町村協会等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応をすることが望まれる。 (2) 市区町村協会等における組織体制について、女性役員・目標割合の設定等を適じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。</p>